

2024 年 12 月 1 日

医療情報取得加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得する体制として、オンライン資格確認システムを利用し、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

2024 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、下表のとおり医療情報取得加算を 算定します。

区分	点数
初診	1 点
再診(3か月に1回)	